



ええなあまつりかわもと 2017年7月29日(土)開催決定

第66回 江の川名物 2500発 花火大会・灯籠流し！
江川太鼓&よさこい、地芝居、キッズダンス！
特別ゲスト、歌唱王全国チャンピオンに輝いた、
小豆澤英輝さんをお迎えしてのミニライブもお楽しみに！



ステージイベント



- 15:00~16:00 青年部 ヨーヨー投げ
- 17:00~17:20 オープニング
- 17:20~18:20 江川太鼓(江川太鼓同好会)&よさこい
- 18:20~18:40 地芝居(劇団かわもと塾)
- 18:40~19:10 小豆澤 英輝さんミニライブ《第1部》
- 19:10~19:30 キッズダンス(DefStep)
- 19:30~20:00 小豆澤 英輝さんミニライブ《第2部》
- 20:00~ 灯籠流し
- 21:00~22:00 石見神楽「塵輪」(三原神楽団)

日本テレビ系歌唱王



会員皆様方の多数のご観覧と、皆様方のご寄付のご協力をよろしくお願い申し上げます。

*29日(土)が雨天の場合は、
30日(日)に花火のみ開催します。



商工会女性部通常総会

平成 29 年度川本町商工会女性部通常総会が、6 月 3 日(土)に川本町商工会において、部員 29 名の出席と島根中央信用金庫安田支店長他多数の来賓に御臨席を頂き盛大に開催されました。

会場は女性部の手作りの生花が飾られ、華やかな雰囲気の中で議事が行われました。議長に(有)藤屋 伊藤ハツエ氏が選出され第 1 号議案から第 2 号議案について慎重な審議の結果、満場一致で可決承認されました。また懇親会では、恒例のビンゴゲームが行われ、会員や来賓との親睦を和やかに行いました。

平成 29 年度重点事業

1. 自主学習会、研修会の実施及び参加
2. 地域振興事業(桜まつり協賛、産業祭協賛、エコバック推進)
3. 地域社会の福祉に資する事業(歳末助け合い運動等への協力、プルタブ等の収集(小学校へ))
4. 親睦事業(体力づくり事業(フィットネス有酸素運動)、金融機関との交流会、新年会)
5. まちづくり事業(弓の市協賛(手作りコロケ販売)、町内一斉清掃)

平成 29 年度 川本町商工会通常総会開催

「平成 29 年度川本町商工会通常総会」が 5 月 26 日(金)川本町商工会館にて、三宅町長をはじめ 9 名のご来賓の方々にご臨席頂き開催されました。総会に先立ち、当商工会青年部・女性部に多大なるご協力をいただいております島根中央信用金庫様より、両部へ活動助成金の目録贈呈が行われました。会員出席総数 121 名(うち委任状出席 74 名)により成立した本総会は、(株)オーサン社長 基田尚氏が議長に選任され以下の議案について審議され、全議案とも賛成多数により原案どおり承認可決されました。

第 1 号議案

平成 28 年度事業報告並びに収支決算、
貸借対照表、財産目録承認について

第 2 号議案

平成 29 年度事業計画(案)並びに
収支予算表(案)の承認について

第 3 号議案

平成 29 年度借入金最高限度額(案)の承認について

第 4 号議案

役員の補充、選任について



役職名	辞任	選任
監事	堤 浩 隆	渡 邊 正 直
理事	渡 津 孝 文	本 山 真 也 (青年部長)

川本町商工会は経営改善普及事業において、小規模事業者に対する持続的発展の支援計画であります「経営発達支援計画」に基づく事業展開をして参ります。

中でも重点事業として、「経営分析」と「事業計画」の作成支援、「フォローアップ支援」の実施、「空き店舗情報サイト」の活用と創業支援、事業継承支援、医・商連携事業の推進、金融支援の 5 項目を挙げております。

特に昨年立ち上げた「空き店舗情報サイト」を活用した起業家の育成は、中心市街地の活性化に繋がる事業として成果が出せるように推進して参ります。また、事業者の高齢化や後継者不足に対しては、第三者への承継を含め、地域の持続的発展を後押しして参ります。

更に、当町の中核病院をはじめ介護施設、福祉施設との間で、「医療・介護・健康」をキーワードとした地元商店街や企業との医・商連携事業について推進して参ります。

以上のような事業を推進していくために、本年 6 月の町議会において小規模事業者の成長を推進するための『中小・小規模企業振興基本条例』が制定されました。また、先頃発表された JR 三江線廃止に伴う鉄道施設の利活用については、川本町当局と共に早急に具体的な検討を行い、町の中心地の活性化のためにも跡地利用を推進して参ります。

～自社の経営を見直してみませんか！～ 「経営分析」・「事業計画策定」事業所 募集！

事業環境の厳しい中、企業の持続的経営を図るには、現状把握のための「経営分析」と将来目標を明確にするための「事業計画」の策定が重要です。

商工会では、昨年 20 件近い事業者の方に対して、「事業計画作成支援」を実施し、自社の課題と展望が明確となったとの意見を多くいただきました。

本年度も重点事業として引き続き下記要領で「事業計画策定支援事業」を実施しますので、ご希望の事業者は早めに申込み下さい。

1. アドバイザーの活用：

専門のアドバイザーと経営指導員で対応します。

2. 内 容：

- 原則 1 回 4 時間で 3 回コース、完全個別対応
- (1) 決算書より財務の分析をしていただきます。
 - (2) 事業を取り巻く環境や事業上の課題等について聞き取りをしていただきます。
 - (3) 2 回目以降で、事業計画書の作成を一緒に進めていきます。
 - (4) 事業計画書や行動計画書を書面でお渡しします。

3. 場 所： 商工会会議室又は事業所

4. 費 用： 無 料

5. 募集事業所： 10 事業所

6. 申込み〆切： 平成 29 年 7 月 31 日



自社の経営を見直してみませんか？

しまね女性の活躍応援企業募集

女性の活躍推進に向けて取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し魅力アップを応援します。



1. 登録のメリット（県の支援）

- ①登録企業を県ホームページや企業説明会でPR
- ②登録企業対象の補助金制度（中小企業・団体等のみ）
- ③登録企業対象の表彰制度
- ④県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査での加点

2. 登録基準

【企業】 次のいずれかに該当する事業主

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、島根労働局に届出し、及び公表を行っていること
- 県外の本社において「一般事業主行動計画」を策定している場合にあっては、県内事業所において「県版行動計画」を策定し公表を行っていること

【団体】 次のいずれかに該当する事業主

- 主たる事務所を県内に有すること
- 「県版行動計画」を策定し、公表していること
- 次のいずれかに該当する団体であること
 - ・5者以上の民間事業主で構成する団体
 - ・その他知事が認める団体

お問い合わせ先 受付窓口（申請書提出先）
〒690-8501
島根県松江市殿町1番地
環境生活部環境政策総務課男女共同参加室
TEL 0852-22-5245
FAX 0852-22-5636

65歳超雇用推進助成金の助成額変更

「65歳超雇用推進助成金」（65歳超継続雇用促進コース）は、平成29年5月1日以降支給から、下記のように助成金や対象経費の一部を変更する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆様は、ご注意ください。

【65歳以上への定年引上げ】【定年の定めの廃止】		（）は引上げ幅			
措置内容 60歳以上 被保険者数（*）	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定めの 廃止
	（5歳未満）	（5歳）	（5歳未満）	（5歳以上）	
1～2人	20万円	30万円	25万円	40万円	40万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	120万円	35万円	145万円	145万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】		（）は引上げ幅			
措置内容 60歳以上 被保険者数（*）	66～69歳まで		70歳以上		★定年引上げと、 継続雇用制度の導入を 合わせて実施した場合の支給額は いずれか高い額のみとなります。
	（4歳未満）	（4歳）	（5歳未満）	（5歳以上）	
1～2人	10万円	20万円	15万円	25万円	
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円	
10人以上	20万円	75万円	25万円	95万円	

（*）対象となる60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

対象経費の変更

- (1) 就業規則の作成を専門家等へ委託した場合の委託費
- (2) 労働協約により定年の引き上げ、定年の定めの廃止、継続雇用制度の導入を締結するためコンサルタントとの相談に要した経費

川本町中小企業・小規模企業振興基本条例の施行

この条例は、中小企業・小規模企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、中小企業・小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする条例です。

本条例は、平成29年第2回川本町議会定例会において可決され、平成29年6月14日施行となりました。

『サイバーセキュリティ対策』してますか？

～中小企業のサイバーセキュリティ対策等に関する相互協力協定を締結しています～



近年、高度情報通信ネットワークの進展により、ビジネスの現場でインターネットを活用する機会がますます増える中、企業の財産や情報を狙った「サイバー犯罪」が深刻化しています。主な被害事例として・・・

1. ネットバンク不正送金
ネットバンク用パスワードが盗まれ、預金を別口座に不正送金される。
2. ランサムウェア
パソコン内のデータを暗号化され、解除するために身代金（ランサム）を要求される。
3. ビジネスメール詐欺
企業のCEO等になりすまし、別口座への送金依頼を会計担当者にメール送信される。
4. 情報漏えい
企業の顧客情報等が盗まれ、企業活動に不利益が生じたり社会的信用が失墜する。



まずは、徹底した事前対策を！！

- ・システム本体、OS、セキュリティソフトは信頼できるサイトを利用し、常に最新の状態にする。
- ・データを定期的にバックアップ。
- ・不審なメールは開かない。

それでも被害に遭われた場合には、まずはネットを切断し、迷わず下記の何れかへご連絡下さい。

- * 川本町商工会（電話 72-0123）
- * 地域の警察署（電話 72-0110）
- * 島根県警察本部サイバー対策室（電話 0852-26-0110）

平成30年3月新規高等学校卒業者の求人について

県内では若年者の県外流出や少子高齢化が進み、長期にわたり人口減少が続いており地域の活力の低下が懸念されています。当町には島根中央高校もあります。技能伝承や企業活力を見出し、事業を持続するには若者の存在は欠かせません。各事業所において、一人でも多くの新卒者が地元就職できるよう、計画的な採用をお願いいたします。

【新規高等学校卒業者の採用選考スケジュール】

- ハローワークによる求人申込書の受付開始 6月1日
- 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始 7月1日
- 学校から企業への生徒の応募書類提出開始 9月5日
- 企業による選考開始及び採用内定開始 9月16日

